

禁止行為

不法投棄はやめてください!!

みだりにゴミを捨てることは禁止されています

不法投棄を行った場合…

**5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、
またはこの両方が科せられます。
(産業廃棄物の場合は、これに1億円の加重)**

不法投棄を目撃した、または発見したときは…

■若狭健康福祉センター環境衛生課 (TEL 52-1300)

■若狭町役場環境安全課 (TEL 0770-45-9126)

まで通報願います。



※たとえ私有地であったとしてもゴミを捨てること罰せられます。

野焼きは禁止されています!!

ドラム缶でのゴミ焼却など、法で定められた焼却炉以外でゴミを焼却したり、空き地でゴミを燃やしたりするいわゆる「野焼き」は、法律で禁止されています。

たとえ紙くずであっても、廃棄物を焼却する行為そのものが処罰の対象となりますので、分別して正しく排出されますようお願いいたします。

例外	廃棄物処理法施行令第14条	具体的な事例
1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷（堤防）の草焼き 道路側（のり面）の草焼き
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策 火災予防訓練
3	風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く「どんど」などの行事 供養のための塔婆の焼却
4	農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却 漁網にかかったゴミの焼却など
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー



野焼きによる主な問題点

- ① 有害なダイオキシン類発生の原因となり、人体に影響を及ぼします。
- ② 火の粉が飛ぶなど、火災の原因になります。
- ③ 臭いやススが、ご近所の迷惑になります。

違反者には…

5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの両方が科せられます。